

令和7年2月25日

広島市立広島市民病院医療機能検討支援業務  
公募型プロポーザル手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構  
理事長 竹内 功

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立広島市民病院医療機能検討支援業務

(2) 業務内容

「広島市立広島市民病院医療機能検討支援業務 基本仕様書」のとおり。

(3) 履行場所

広島市立広島市民病院

広島市中区基町7番33号

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 選定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、確実に業務を遂行する能力を有する者として、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。

(2) 広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）若しくは広島市の競争入札参加資格「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-03計画策定」に登録されている者又は広島市以外の地方公共団体において同等の登録を行っていること。

- (3) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は病院機構、広島市若しくは広島市以外の地方公共団体の指名停止措置又は病院機構、広島市若しくは広島市以外の地方公共団体の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに広島市税を滞納していない者であること。
- (5) 次に示す業務を実施した実績を有すること。  
平成27年度以降に完了した400床以上の大学病院・国公立病院・公的医療機関への建替えにおける基本構想又は基本計画策定支援業務

#### 4 実施要領等関係書類の配布方法

広島市立広島市民病院医療機能検討支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び提出書類の様式等は、病院機構のホームページのトップページ（<http://www.hcho.jp>）の「新着情報」からダウンロードすることができる。

ただし、これに寄り難い場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次の期間及び担当部署で配布する。

##### (1) 配布期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月25日（火）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

##### (2) 担当部署

〒730-8518

広島市中区基町7番33号

広島市立広島市民病院事務室企画課企画係（以下「企画課企画係」という。）

TEL 082-221-2291

FAX 082-223-5514

電子メール [hiroshimin-hosp@hcho.jp](mailto:hiroshimin-hosp@hcho.jp)

5 参加表明書の提出  
実施要領のとおり。

6 質問の受付及び回答  
実施要領のとおり。

7 企画提案書の提出  
実施要領のとおり。

8 審査方法  
実施要領のとおり。

9 契約の締結  
実施要領のとおり。